

# 栗原市中小企業等緊急支援金のご案内

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、売上が減少した店舗等を経営する事業者に対して、経営を継続するための緊急的な支援金を支給します。

支給額 : 1店舗等あたり 10万円

受付期間 : 令和2年6月1日から令和2年8月31日まで

## 1. 対象となる事業者

- ・事業者（大企業を除く）は、市内に事業所を有しており、令和2年2月末日までに開業又は創業を開始していること。
- ・新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金の対象施設でないこと。
- ・新型コロナウイルス感染症の影響により売上が減少していること。

## 2. 対象となる業種と主な店舗等

- ◎ 運輸業（タクシー、バス、運転代行、レンタカーなど）
- ◎ 小売業（酒屋、燃料店、菓子店、家電販売店、衣料品店など）
- ◎ 飲食業（飲食店、喫茶店など）※営業時間が5：00から20：00まで
- ◎ 生活関連サービス（理容室、美容室など）

※詳しくは、栗原市Webサイトより対象施設をご確認ください。

## 3. 申請の際に必要な書類

- ◎申請書兼請求書
- ◎誓約書
- ◎振込先口座と口座名義がわかる通帳等の写し
- ◎営業実態が確認できる書類の写し
- ◎本人確認書類
- ◎提出書類チェックリスト

## 4. 申請方法

郵送又はWebサイト

宛先

〒987-2293

栗原市築館薬師一丁目7番1号

栗原市 商工観光部 産業戦略課

協力金支給担当

電話番号 0228-22-1220

## よくあるお問い合わせ

Q 申請書は、どこでどのように提出すればいいのでしょうか？

- ・ 申請書は、栗原市Webサイトよりダウンロードいただくか、市産業戦略課、各総合支所及び各商工会の窓口でも配布しています。
- ・ 申請は、市産業戦略課へ郵送または市Webサイトより申請をお願いします。
- ・ 相談受付も予定しておりますので、市Webサイトよりご確認ください。

◎栗原市Webサイトより検索ください。

中小企業等緊急支援金



Q いつから申請受付が始まりますか？支給はいつごろになりますか？

- ・ 申請期間は6月1日から8月31日までを予定しています。
- ・ 6月12日以降、順次支給する予定です。

Q 支援金はいくらもらえますか？

- ・ 1店舗当たり 10万円を支給します。

Q この支援金は、新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金と両方受け取ることはできますか？

- ・ 両方受け取ることができません。

### お問い合わせ先

栗原市 商工観光部 産業戦略課

電話番号：0228-22-1220



栗原市公式ウェブサイト関連ページ